

○ さいたま地方検察庁行政文書管理規則

検事正訓令 さいたま地方検察庁及び管内区検察庁職員宛て

平30. 3. 30 さい地企訓第1号
改正 令2. 7. 17 さい地企訓第1号
令4. 3. 30 さい地企訓第1号
令6. 6. 26 さい地企訓第2号
令7. 3. 24 さい地企訓第1号

さいたま地方検察庁行政文書管理規則（平成23年さい地訓第1号検事正訓令）
の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条―第8条）
- 第3章 作成（第9条―第11条）
- 第4章 整理（第12条―第14条）
- 第5章 保存（第15条―第17条）
- 第6章 行政文書ファイル管理簿（第18条・第19条）
- 第7章 保存期間の延長、移管、廃棄（第20条―第22条）
- 第8章 監査、点検及び管理状況の報告等（第23条―第27条）
- 第9章 研修（第28条・第29条）
- 第10章 秘密文書等の管理（第30条・第31条）
- 第11章 補則（第32条―第34条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、さいたま地方検察庁及び管内区検察庁（以下「さいたま地方検察庁」という。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「行政文書」とは、さいたま地方検察庁の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、さいたま地方検察庁の職員が組織的に用いるものとして、さいたま地方検察庁が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
- (2) 「行政文書ファイル等」とは、さいたま地方検察庁における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- (3) 「行政文書ファイル管理簿」とは、さいたま地方検察庁における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第3条 さいたま地方検察庁に、総括文書管理者を1名置くものとし、次席検事を充てる。

2 総括文書管理者は、さいたま地方検察庁における行政文書の管理に関する事務を総括する任に当たるほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
- (4) 組織の新設、改正及び廃止に伴う必要な措置

- (5) 行政文書ファイル保存要領その他この規則の施行に関し必要な細則の整備
(公文書監理官)

第3条の2 最高検察庁に置かれる公文書監理官は、統括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

第4条 さいたま地方検察庁に、副総括文書管理者を1名置くものとし、総務部長を充てる。

- 2 副総括文書管理者は、第3条第2項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 総括文書管理者は、各課室等の中から、その所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、別に定めるところにより、文書管理者を指名する。

- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保存
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）等
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 行政文書の作成、標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

第6条 各課室等に、文書管理担当者を各1名又は複数名置くものとし、総括文書管理者が指名する。

- 2 文書管理担当者は、文書管理者を補佐し、当該課室等における行政文書の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 さいたま地方検察庁に、監査責任者を1名置くものとし、監査室長を充てる。

- 2 監査責任者は、さいたま地方検察庁における行政文書の管理の状況について監査する任に当たる。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、さいたま地方検察庁における経緯も含めた意思決定に至る過程並びにさいたま地方検察庁の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

第10条 職員は、別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

2 職員は、前条の文書主義の原則に基づき、さいたま地方検察庁内部の打合せやさいたま地方検察庁外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

3 歴史的緊急事態（国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）へ移管する文書として、記録を作成するものとする。

4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

第11条 職員は、文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

2 さいたま地方検察庁の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、さいたま地方検察庁の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 職員は、文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

4 職員は、文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等により、分かり

やすい用字用語での確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第12条 職員は、次条から第14条に従い、次の各号に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめること。
- (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、さいたま地方検察庁の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類。）し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第14条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従って行うものとする。
- 4 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあつては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであつても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第12条第1号の保存期間の設定においては、第4項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。
 - (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書

- (4) さいたま地方検察庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 8 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日若しくは文書作成取得日の属する年の翌々年の1月1日（文書作成取得日から2年以内の日に限る。）を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日若しくはファイル作成日の属する年の翌々年の1月1日（ファイル作成日から2年以内の日に限る。）を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附随する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

第15条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

2 行政文書ファイル保存要領には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 紙文書の保存場所及び保存方法
- (2) 電子文書の保存場所及び保存方法
- (3) 行政文書ファイル等の引継手続
- (4) その他行政文書ファイル等の適切な保存を確保するための措置

(保存)

第16条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理)

第17条 副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存するとともに、集中管理しなければならない。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第18条 総括文書管理者は、さいたま地方検察庁の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。

3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

第19条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成

1 1 年法律第 4 2 号。以下「行政機関情報公開法」という。) 第 5 条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第 7 章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

第 2 0 条 文書管理者は、前条第 1 項の行政文書ファイル等について、別表第 2 に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第 5 条第 5 項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

- 2 前項の規定による措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は統括文書管理者の確認を得るものとする。

- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的、技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第 1 項の規定による措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間 3 年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜、第 2 2 条第 2 項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

第 2 1 条 文書管理者は、施行令第 9 条第 1 項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。

- 2 文書管理者は、施行令第 9 条第 2 項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

第 2 2 条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第 2 0 条第 1 項の規定により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。

- 3 文書管理者は、第 1 項の規定により行政文書ファイル等を廃棄するときは、行

政文書の内容に応じた廃棄方法を採用のものとし、当該行政文書に行政機関情報公開法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏れないように留意するものとする。

- 4 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第14条第6項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第4項、第5項及び第7項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、文書管理者は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような種類の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、総括文書管理者が当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 5 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等について、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。
- 6 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置を採らないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第8章 監査、点検及び管理状況の報告等

(監査)

第23条 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回監査を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

(点検)

第24条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況等について、少なくとも毎年度1回所要の点検を行い、その結果を総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第25条 総括文書管理者及び公文書監理官は、行政文書の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、その見直し等必要な措置を講ずるものとする。

(紛失及び誤廃棄への対応)

第26条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。

- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、検事正に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

第27条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)

第30条 重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）及び同令第11条第1項の規定に基づき定められたさいたま地方検察庁重要経済安保情報保護規程に基づき管理す

るものとする。

（公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）

第31条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）

第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の各号に掲げる基準による極秘文書及び秘文書の2種類に区分し、指定するものとする。

(1) 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

(2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

2 秘密文書の指定は、極秘文書については検事正が、秘文書については部局長、支部長及び区検察庁の長（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

3 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了するときにおいて、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。

6 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。

7 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。

8 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、検事正に報告するものとする。

9 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。

10 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(行政文書の接受等の取扱い)

第32条 行政文書の接受、作成、決裁及び施行等については、検事正が別に定めるところによる。

(法令等に基づく特別の定め)

第33条 さいたま地方検察庁における行政文書の管理に関し、法律又はこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律又はこれに基づく命令の定めるところによる。

(細則)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日さい地企訓第1号)

(施行期日)

この訓令は、令和2年7月17日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日さい地企訓第1号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令による改正後のさいたま地方検察庁行政文書管理規則（以下「新規則」という。）第14条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。

第3条 新規則第14条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。

第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則 (令和6年6月26日さい地企訓第2号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和6年6月26日から施行する。

(経過措置)

第2条 第7章第20条第3項及び別表第2の2(5)の①のただし書の規定は、文書管理システムが改修された当該日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日さい地企訓第 1 号）
（施行期日）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 章、別表第 2 の重要経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報保護活用法の施行の日（令和 7 年 5 月 1 6 日）から施行する。